

<目次>令和元年度 主要事業等実施の状況及び事務事業評価結果（一般会計）

款	項	目	事務事業名	頁
9	1	1	消防活動	1
9	1	1	水道消火栓新設・維持管理	5
9	1	2	防災業務	6
9	1	2	国民保護事務	9

款	9 消防費	項	1 消防費	目	1 消防費
事務事業名	消防活動				
決算額(円)	財源内訳(円)				
	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
512,495,000			25,300,000		487,195,000
事業目的	滝川地区広域消防事務組合に対し、消防活動の円滑な執行に必要な費用を負担金として支出する。				
事業内容及び成果	<p>【滝川地区広域消防事務組合】</p> <p>滝川地区広域消防事務組合は、「芦別市」「赤平市」「滝川市」「新十津川町」「雨竜町」の3市2町で構成する消防事務組合であり、芦別市は平成26年4月1日に加入した。消防本部及び通信指令業務の一元化により、効果的な部隊運用や人員配置の効率化が図られる。また、特殊資機材の重複投資が回避されることで高度な消防資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となるなど、財政的な効果も期待でき、地域性や特性を生かした中での消防力の強化、消防サービスの向上が可能となる。</p> <p>【滝川地区広域消防事務組合負担金の内訳】</p> <p>1 芦別消防署単独経費 454,660,100円</p> <p>(1) 芦別消防署の運営に要する経費 368,638,539円</p> <p>① 事業目的</p> <p>多様化する各種災害に備えるために必要な消防職員の資質の向上及び健康管理を図るとともに、消防庁舎の維持管理を行い、消防行政の円滑な推進を図る。</p> <p>② 事業内容及び成果</p> <p>ア 健康診断を実施し、職員の健康管理を図った。また、各種研修・会議等に参加し、知識・技能の習得が図られた。</p> <p>イ 職員に対する被服の給貸与など消防に係る事務を行った。</p> <p>(2) 火災予防に要する経費 129,877円</p> <p>① 事業目的</p> <p>ア 市民の生命、財産を火災から守る使命及び火災予防の普及・啓発を図ることを目的とする。</p> <p>イ 火災の未然防止、延焼拡大の抑止、避難誘導の重要性を認識させ、指導するとともに、危険物規制に関する政令に基づき、立入検査等を適正に執行し、危険物施設の保安全管理の充実・強化を図ることを目的とする。</p> <p>ウ 火災を専管している消防が「火災」から得られる原因と損害の調査によって、火災による人命及び財産の保全を図ることを目的としている。</p> <p>② 事業内容及び成果</p> <p>ア 火災予防業務を適切に実施した。また芦別市防火安全協会等の外郭団体、町内会、婦人防火クラブや幼年消防クラブ等の活動を通じて、火災予防及び住宅用火災警報器の普及・啓発を実施した。</p> <p>(ア) 春・秋の火災予防運動(予防広報) 防火ポスター購入(春・秋) 100枚</p> <p>(イ) 防火指導等 防火講習会・消火訓練・避難訓練 延32回 参加者 2,076人</p> <p>イ 防火対象物及び危険物への立入検査を実施した。</p> <p>(ア) 防火対象物立入検査 72件</p> <p>(イ) 危険物施設立入検査 61件</p> <p>ウ 火災原因調査を実施した。</p> <p>火災原因調査 4件</p>				

次頁へ続く

(3) 庁舎・車両の維持に要する経費 18,276,904円

① 事業目的

複雑・大規模特殊化する災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防総合庁舎の施設管理等を行い、災害防御の拠点となるよう設備の充実を図るとともに、災害現場において情報収集及び指揮命令の伝達を的確に行うため、消防車両及び通信機器等の維持管理を図る。

② 事業内容及び成果

ア 消防車両及び付随する資機材の常時点検と不具合箇所の早期発見・早期修繕に努め、災害出動及び災害現場において支障がないよう業務を実施した。

イ 庁舎施設等の設備について、常時点検及び不具合箇所については早期修繕に努め、災害出動及び災害防御の拠点として支障がないよう業務を実施した。

(4) 警防業務に要する経費 634,322円

① 事業目的

複雑多様化する災害に対応するため、資機材及び庁舎等の整備を図り、職員の技能の強化のため訓練を実施し、消防活動の充実を図る。

② 事業内容及び成果

ア 複雑多様化する災害に対応するための資器材等を計画的に購入できた。

イ 各種研修及び演習訓練に参加することで、各関係機関との連絡調整を図り、災害発生時の迅速な連携と情報共有を行うことができた。

ウ 災害活動に係る事後検証について

火災やその他の災害で多数の部隊が出動した場合、災害活動が適切に行われていたか、事案に対する対処方法が適切であったか等の事後検証を出動隊で必要に応じて実施した。検証内容については、職員全体で情報共有を図ることで災害活動に役立てた。

(5) 救急救助業務に要する経費 4,975,852円

① 事業目的

高齢化の加速、疾病構造の多様化に加え、交通事故の多発等に対応した救急・救助業務に対する地域住民の期待と信頼に応えるため、学術技術の習得と教育訓練の実施により、救助技術の向上とプレホスピタルケアの充実を図る。

② 事業内容及び成果

ア 救急出動件数（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

出動件数 750件 搬送人員 689人（不搬送件数 64件）

イ 救助出動件数（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

出動件数 3件

ウ 救命率の向上を図るため、市民に対して応急手当の知識と技術を普及した。

講習会の実施回数 23回 受講者 316人

エ 救急隊員の資質向上に向けた救急研修を定期的実施した。

オ 救急救命士が行う救命処置が追加されたため、認定救命士を養成した。

追加された項目

(ア) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保

(イ) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び低血糖症例へのブドウ糖溶液の投与

カ 救助をはじめ多様な災害事例に対応するため、交通救助、水難救助及び高所救出訓練等、各種救助訓練の他、警防活動訓練及び指揮隊訓練を計画し実施した。

次頁へ続く

(6) 消防通信に要する経費 2,001,378円

① 事業目的

複雑多様化する災害に対応するため、資機材及び庁舎施設等の維持管理を行い、消防行政の円滑な推進を図る。

② 事業内容及び成果

事務用機器及び通信機器の管理運用を行った。

(7) 芦別消防団の運営に要する経費 32,162,828円

① 事業目的

消防団員の入団から退団までの基本経費及び消防団業務の基本となる防災、啓蒙活動の必要経費を支出することにより、消防団の円滑な運営を行うことを目的とする。

② 事業内容及び成果

消防団が行う予防広報や災害等に対する出動及び各種研修を安全且つ適正に実施するとともに、消防団員の災害出動に必要な個人装備品（防火衣一式）を年次計画により更新し、装備の充実を図った。

ア 火災、訓練等の出動 延 3,778 人

イ 会議等 延 145 人

ウ 消防団防火衣一式（防火衣、防火靴、防火帽） 35組更新

(8) 消防施設に要する経費 27,840,400円

① 事業目的

ア 火災時に使用する消防水利の充実を図り、円滑な消防活動を実施するため、消防水利の保守を行う。

イ 計画的な車両及び資機材の更新により、老朽化に伴う故障や事故を未然に防止し、住民サービスの維持向上を図る。

② 事業内容及び成果

ア 火災時の消火活動を円滑にするため、消防水利標識等の保守を行った。

標識の交換 12箇所等 140,400円

イ 消防活動の充実強化のため、消防車両及び資機材の更新を行った。

消防ポンプ自動車 CD-I 型 1台 積載資機材等一式 27,172,680円

2 滝川地区広域消防事務組合本部・署共通経費 47,684,273円

3 滝川地区広域消防事務組合歳入のうち芦別分(芦別市負担額から差し引く額) 11,246,894円

(1) 平成30年度からの繰越金 10,812,530円

(2) 本部・署共通経費充当歳入 139,723円

(3) 危険物規制事務手数料等 294,641円

4 負担金の精算

項 目	金 額
負担金支出額 (1)-(2)+(3)	512,495,000円
(1) 滝川地区広域消防事務組合歳出決算額のうち芦別市分	502,344,373円
(2) 滝川地区広域消防事務組合歳入決算額のうち芦別市分 (芦別市負担額から差し引く額)	11,246,894円
(3) 執行残(令和2年度負担金調整額)	21,397,521円

滝川地区広域消防事務組合に対して支出した負担金の執行残については、令和2年度負担金支出額から差し引きして調整する。

次頁へ続く

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	消防法		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い		市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するうえで、火災予防対策の強化及び救急業務の高度化が求められており、より一層必要とされている。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した		消防ポンプ自動車の購入などを行い、消防力の機能強化が図られた。
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		行政改革推進委員会から、消防団詰所は市民の生命・財産を守る大事な施設であるため、消防団詰所を含めて消防体制の充実・強化に努めるべきとの提言を受けている。
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
今後も消防施設、設備等の整備や維持管理を適正に行っていくとともに、火災予防対策、救急・救助体制等の強化に努め、滝川地区広域消防事務組合として、地域性や特性を生かし、上記の提言も踏まえながら、消防力の向上及び消防サービスの充実を図っていく。			継 続

款	9 消防費	項	1 消防費	目	1 消防費
事務事業名	水道消火栓新設・維持管理				
決算額(円)	財源内訳(円)				
1,071,000	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
					1,071,000
事業目的	水道消火栓を適正に維持するため、法令に基づき一般会計で維持費を負担することにより、火災時における円滑な消火作業に寄与する。				
事業内容及び成果	水道消火栓設置個数(237基)				
区域	設置数				
本町・旭地区	117基				
上芦別地区	67基				
常磐・福住地区	2基				
野花南地区	7基				
西芦別・東頓城地区	21基				
頓城・緑泉・玉川地区	17基				
新城地区	6基				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	水道法		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	消火栓の管理に要する費用については、水道法第24条に基づき、市町村が水道事業者に対し、相当額の補償をしなければならないと定められている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した		—
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
今後も水道事業者に対する補償を継続していく。			継続

款	9 消防費	項	1 消防費	目	2 災害対策費
事務事業名		防災業務			
決算額(円)		財源内訳(円)			
10,108,763		国庫支出金	道支出金	市債	その他
			1,900,000		6,765,312
					一般財源 1,443,451
事業目的					
本市の地域防災対策の確立を図り、さらに、関係機関との連携を図ることにより、万一の場合に備えた市民への情報提供、備蓄品の整備、災害に対する教育等の事務事業を行う。					
事業内容及び成果					
1 防災訓練・防災講座の実施による普及啓発活動を通して、市民の防災意識の高揚を図った。					
実施事業	期日	場所	参加人員	実施内容等	
防災訓練	令和元年8月30日 08:00~12:00	市役所3階 第1会議室 上戸別多目的 研修センター	122人	浸水害、土砂災害を想定した避難行動、水防訓練	
緊急地震速報 行動訓練	令和元年6月18日 10:00~10:15	各市有施設	77人	消防庁によるシェイクアウト(第1回) ・緊急地震速報からシェイクアウト(自分の身を守る)までの行動訓練を実施	
	令和元年8月31日 10:00~10:02	各市有施設	116人	北海道によるシェイクアウト ・緊急地震速報からシェイクアウト(自分の身を守る)までの行動訓練を実施	
	令和元年11月1日 10:00~10:02	各市有施設	88人	消防庁によるシェイクアウト(第2回) ・緊急地震速報からシェイクアウト(自分の身を守る)までの行動訓練を実施	
防災研修	令和元年8月8日 13:30~15:30	市役所3階 第1会議室	8人	北海道地域防災マスター ・スキルアップ研修会	
	令和元年8月8日 18:00~19:00	野花南生活 改善センター	25人	滝里ダム異常洪水時操作について ・滝里ダム管理支所による説明	
防災講座	令和元年6月16日 10:00~11:00	多機能型事業所 星の広場	53人	・地震発生時の行動 ・警戒レベルについて	
	令和元年7月25日 10:00~11:30	中央団地 町内会館	27人	・地域防災と危機管理について	
	令和元年10月10日 10:00~11:30	賴城多目的 研修センター	16人	・防災に関する基礎的事項 ・新たな防災気象情報(警戒レベル) ・実習(段ボールベッド組立等)	
	令和元年10月15日 13:30~16:30	多機能型事業所 星の広場	8人	・D○ HUGを使用した避難所運営ゲーム	
	令和元年10月23日 13:50~14:35	多機能型事業所 星の広場	39人	・自宅における注意事項と避難時の留意事項 ・防災用品の紹介 段ボールベッド、簡易トイレについて	
	令和元年10月28日 18:00~19:00	野花南生活 改善センター	5人	・自主防災組織設立に向けて	
	令和2年2月22日 14:00~15:30	本町地区生活館	19人	・自然災害について ・危険区域、避難所について ・自主防災組織について	
	令和2年1月24日 10:00~11:30	市民会館 中ホール	35人	・情報と防災行動について ・防災用品の紹介	

次頁へ続く

2 備蓄品整備事業

令和2年3月31日現在

区分	物資名	単位	数量	備考
食料	非常用保存食 白がゆ(個食用)	食	450	アルファ米 保存年限:5年 賞味期限2024.10 (50食・乳幼児用、400食・高齢者用)
	非常用保存食 五目ご飯(個食用)	食	1350	アルファ米 保存年限:5年 賞味期限2024.09 (300食)、賞味期限2024.10 (1050食)
	非常食用レトルト食品(個食用)	食	277	ビーフカレー 賞味期限:2025.2.26
	5年保存水(1本:500ml)	本	3312	立山連峰の天然水 保存年限:5年 賞味期限:2024.10.04 (312本、156ℓ) 賞味期限:2024.10.23 (3000本、1500ℓ)
	粉ミルク	缶	2	雪印ビーンスターク すこやかM1 300g
	液体ミルク	缶	24	明治らくらくミルク 240ml 賞味期限:2020.04
生活必需品	哺乳瓶	本	4	ビジョン スリムタイプ哺乳瓶 耐熱ガラス製 240ml
	紙おむつ(新生児用)	枚	180	Noonyエアフィット お誕生~5000g用
	紙おむつ(大人用)	枚	540	Mサイズ(ヒップサイズ 70~95cm) 男女兼用
	生理用品	枚	210	コリエ肌キレイガード(ふつうの日用 羽なし)
	救急セット(BOX型)	箱	5	使用期限:2022.03
	簡易ベッド	台	5	サイズ 190×74×46cm 耐荷重目安(静止荷重)(約)100kg
	災害救助用毛布	枚	180	
	寝袋	個	130	LOGOS 丸洗いスランパージュラフ・2
	アルミシート	枚	150	金・銀レスキューシート(リバーシブルレスキューシート)
	組立式簡易トイレ	個	3	プラダントイレ
	災害対策用トイレ袋	個	50	ケンコー ベンリー袋 5枚入り
防災用機械材	防災ラジオ	台	5	スマートフォン対応備蓄ラジオ
	カセットコンロ	台	7	イワタニ スーパー達人スリム 3.3kW 2800cal/h
	カセットボンベ	本	108	使用期限(目安):2026.05.07 250g LPG(液体ブタン)
	自然通気形開放式石油ストーブ	台	12	トヨトミ KS-67H 容量6.3ℓ 燃焼継続時間 約10時間
	灯油用ポリタンク	個	10	
	ガンリン発電機	台	1	ヤマハ EF2800iSE インバーター式 2.8kVA 100V
	LEDランタン	個	60	単1アルカリ電池×3本使用 明るさ最大360lm 実用点灯 約27時間
	単1形LED防雨ライト	個	5	明るさ 約37lm 連続点灯 約56時間
	LED投光器	台	3	長寿命・省エネ25W 明るさ 約2250lm 入力電圧 AC100V LED寿命 約40000時間
	コードリール	巻	4	防雨・防塵タイプ 単相 100V用 電線長 50m
	燃料用携行缶(ガンリン用)	缶	4	20ℓ
	拡声器	台	3	耐衝撃性防塵防水(耐水型) トランジスタメガホン 単3電池×6本
	ブルーシート	枚	3	規格 360cm×540cm
	土のう袋	枚	600	
	土のう用砂			土のう300体分
	バール	本	5	全体焼入 900mm
	油圧ジャッキ	本	5	3TON爪付ジャッキ 能力 3TON
	のこぎり	本	5	船山(株) 折込幅 330mm
	剣先スコップ	本	5	船山(株)
	乾電池(単1)	本	100	使用期限:2029.11
乾電池(単3)	本	100	使用期限:2024.11	

次頁へ続く

3 北海道地域防災マスターの認定状況（令和2年3月末現在） 22人
ボランティアによる地域の防災活動への取組、災害時には地域の防災リーダーとして活躍

4 自主防災組織の設立状況（令和2年3月末現在）

組織数	組織率（世帯数）
7	34.83%

5 登録制「あしべつ防災メール39」の登録・配信状況

(1) 登録状況（令和2年3月末現在） 957件

(2) 配信状況（令和元年度）

気象警報等	訓練配信
11回	1回

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	防災対策基本法 芦別市防災会議条例 地域防災計画		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	市町村は、「災害対策基本法」第42条に基づき、市民の生命と財産を災害から守るための災害対策を定める「地域防災計画」により、災害予防、災害応急及び災害復興対策までの一連の対策を迅速かつ円滑に行うための備えや体制強化を推進する必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	防災訓練や防災講話などを実施したほか、令和元年度より防災備蓄計画に基づき防災資機材の拡充を図った。	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各地区での防災訓練が一定程度終了したことを受け、それまでの総合訓練から、内容を細分化した訓練を計画して欲しいとの要望あり。	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
防災訓練については、感染症対策に基づいた避難所設営を行うなど、上記の要望も踏まえ、より実践的で細分化した訓練を計画していく。また、各種団体等に対する防災講座を継続するとともに、配布している防災ハンドブック等を活用し、市民の災害に対する意識高揚を図り、市民が安心して生活できる防災対策と環境づくりを推進していく。		継続	

款	9 消防費	項	1 消防費	目	2 災害対策費
事務事業名	国民保護事務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
0	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
事業目的	関係機関との連携を図ることにより、万一の場合に備えた市民への情報提供、国民保護に関する啓発等の事務事業を行う。				
事業内容及び成果	<p>平成22年度から導入しているJ-ALERTにより、国民保護情報・気象警報など市民の生命、身体及び財産を脅かす可能性のある情報について、防災メール39を通して周知した。</p> <p>国民保護に関する訓練等の状況（令和元年度）</p> <p>(1) 導通試験（消防庁と自治体間の試験） 12回</p> <p>(2) 全国一斉情報伝達試験（消防庁と自治体、あしべつ防災メール39登録者間の伝達試験） 3回</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	国民保護法 芦別市国民保護協議会条例 国民保護計画				
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通の <input type="checkbox"/> 低い	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通の <input type="checkbox"/> 低い	平成16年9月に施行された国民保護法により、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市民への情報提供、国民保護に関する啓発等を関係機関との連携を取りながら行う必要がある。		
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—			
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—			
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
<今後の方向性>					総合判定
外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、Jアラートの適正な運用を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、市民への情報提供、国民保護に関する啓発等を行っていく。					継続